

大口町告示第70号

大口町狂犬病予防運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町狂犬病予防運営要綱の一部を改正する要綱

大口町狂犬病予防運営要綱（平成１３年大口町告示第５７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「尾張開業獣医師の会及び愛知北開業獣医師連絡協議会（以下「尾張開業獣医師の会等」という。）」を「愛知北開業獣医師連絡協議会」に改め、「届出獣医師」の次に「及び町と個別に犬の登録手数料徴収事務等委託契約した獣医師（以下「契約獣医師」と総称する。）」を加える。

第５条第５項及び第６項中「（様式第２）」を削る。

第９条第１項中「尾張開業獣医師の会等」を「愛知北開業獣医師連絡協議会」に改める。

第１１条第２項中「町と尾張開業獣医師の会等との「狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務等委託契約」に規定された届出獣医師」を「契約獣医師」に、「同契約」を「狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務等委託契約」に改め、同条第３項中「届出獣医師」を「契約獣医師」に改める。

第１３条中「届出獣医師」を「契約獣医師」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町狂犬病予防運営要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(犬の鑑札の交付) 第3条 略 2 前項において、登録実施者が町と<u>愛知北開業獣医師連絡協議会</u>との「犬の登録手数料徴収事務等委託契約」に規定された届出獣医師及び町と個別に犬の登録手数料徴収事務等委託契約した獣医師（以下「<u>契約獣医師</u>」と総称する。）の場合は、同契約中の「鑑札（個別）交付事務取扱要領」に基づき原簿に登録する。 (犬の所在地等変更届) 第5条 略 2～4 略 5 町長は、町外に所在地を変更した犬について、所在地変更後の市町村長から通知書兼依頼書の送付を受けたときは、当該犬の原簿の写しを所在地変更後の市町村長に送付するとともに、原簿に所在地変更の処理をして登録を抹消するものとする。 6 町長は、第3項の規定による旧鑑札及び第4項に規定する原簿の写し並びに前項に規定する原簿については、1年間保存するものとする。 (狂犬病予防注射の実施) 第9条 町長は、原則として開業獣医師に狂犬病予防注射（以下「注射」という。）を実施させることとし、<u>愛知北開業獣医師連絡協議会</u>と協議し、所有者を集合させて集合注射を実施するものとする。 2 略 (注射済票の交付) 第11条 略 2 第9条第1項の集合注射以外の注射（以下「個別注射」という。）の場合で、注射実施者が<u>契約獣医師</u>の場合は、<u>狂犬病予防注射済</u>	(犬の鑑札の交付) 第3条 略 2 前項において、登録実施者が町と<u>尾張開業獣医師の会及び愛知北開業獣医師連絡協議会</u>（以下「<u>尾張開業獣医師の会等</u>」という。）との「犬の登録手数料徴収事務等委託契約」に規定された届出獣医師の場合は、同契約中の「鑑札（個別）交付事務取扱要領」に基づき原簿に登録する。 (犬の所在地等変更届) 第5条 略 2～4 略 5 町長は、町外に所在地を変更した犬について、所在地変更後の市町村長から通知書兼依頼書の送付を受けたときは、当該犬の原簿（<u>様式第2</u>）の写しを所在地変更後の市町村長に送付するとともに、原簿に所在地変更の処理をして登録を抹消するものとする。 6 町長は、第3項の規定による旧鑑札及び第4項に規定する原簿（<u>様式第2</u>）の写し並びに前項に規定する原簿については、1年間保存するものとする。 (狂犬病予防注射の実施) 第9条 町長は、原則として開業獣医師に狂犬病予防注射（以下「注射」という。）を実施させることとし、<u>尾張開業獣医師の会等</u>と協議し、所有者を集合させて集合注射を実施するものとする。 2 略 (注射済票の交付) 第11条 略 2 第9条第1項の集合注射以外の注射（以下「個別注射」という。）の場合で、注射実施者が<u>町と尾張開業獣医師の会等</u>との「<u>狂犬病</u>

新	旧
<u>票交付手数料徴収事務等委託契約</u>中の「狂犬病予防注射済票（個別）交付事務取扱要領」に基づき手続きを行うものとする。 3 町長は、個別注射の場合で前項の<u>契約獣医師</u>以外の者が注射を実施した場合は、所有者から交付済の注射済証と通知書を提出させ、通知書に新規交付の注射済票番号を記入し、手数料を徴収するとともに、所有者に新規の注射済票を交付するものとする。ただし、通知書を持参しない既登録犬の所有者は、狂犬病予防注射済票交付整理票（様式第1）に必要事項を記入することにより、通知書に代えるものとする。 4 略 （報告） 第13条 町長は、注射を実施した<u>契約獣医師</u>又はそれ以外の獣医師から、業務上必要と認める事項について、報告を求めることができる。	<u>予防注射済票交付手数料徴収事務等委託契約</u>」に規定された<u>届出獣医師</u>の場合は、<u>同契約</u>中の「狂犬病予防注射済票（個別）交付事務取扱要領」に基づき手続きを行うものとする。 3 町長は、個別注射の場合で前項の<u>届出獣医師</u>以外の者が注射を実施した場合は、所有者から交付済の注射済証と通知書を提出させ、通知書に新規交付の注射済票番号を記入し、手数料を徴収するとともに、所有者に新規の注射済票を交付するものとする。ただし、通知書を持参しない既登録犬の所有者は、狂犬病予防注射済票交付整理票（様式第1）に必要事項を記入することにより、通知書に代えるものとする。 4 略 （報告） 第13条 町長は、注射を実施した<u>届出獣医師</u>又はそれ以外の獣医師から、業務上必要と認める事項について、報告を求めることができる。